

Vol.62 「大切な確認調査・そのデザイン提案、大丈夫ですか？」

デザイン提案時の調査の大切さと、その手段として利用できる「特許電子図書館 (IPDL)」<http://www.ipdl.inpitt.go.jp/homepage-ipdl/>の具体的な検索方法をお伝えします。

特許電子図書館 (IPDL) は、特許庁HP <http://www.jpco.go.jp/index.htm> / トップページ右上部分に表示された「目的メニュー」▶「特許登録条件検索 (IPDL)」からも見ることができます。このウェブ上の図書館は、これまでに登録された登録意匠案件に関する情報が蓄積されており、「意匠分類」や「物品名」の図書を検索することができます。また、検索履歴も残ります。

ただ、慣れていないと、操作に手取り足取りされてしまいがちですが、ともかく一度、この手引に沿って試してみてください。初めての出会い専門用語も、次々進むにつれて、要所の解説に出会うことができます。

今回は「意匠検索」を取り上げています。「商標検索」「特許・実用新案検索」のメニューも有ります。安心してデザイン提案するために、専門家に依頼する他、自分で出来る調査として、「特許電子図書館 (IPDL)」の利用をおすすめします。

※補注/本文中に掲載されています「IPDL特許電子図書館」トップページ画面にも有りますように、IPDLヘルプデスクの連絡先に併せて、「良くある質問と回答」も記載されています。

(2014年11月11日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。 無断転用・引用はお断りいたします。

●情報発信

—大切な確認調査・そのデザイン提案、大丈夫ですか？— 誰でもできる意匠権調査のみずり方

みずりの永寿特許事務所 所長・弁護士 永寿 太郎

クライアントに提案するデザインについて、他人の権利との問題を起こしてしまうことがないか確認されているでしょうか。

例えば、デザインコンペに応募すると、募集要項には、「応募作品が、他者の知的財産を侵害する疑いがある場合や既発表作品であることが判明した場合には、受賞発表後であっても受賞を取り消すことがあります。」などと記載されています。

納品したデザインについて目録の疑いが起きた場合にも、それがたとえ独自に創作したデザインであったとしても採用は取り消され、そればかりでなく、信用の失墜や、製品化が進んだから判明した場合の損害などを容易に回復することができないダメージを受けることになってしまいます。

(1) 確認調査の必要性

全体のデザインについて他人の権利に注意をするばかりでなく、デザインの素材となる写真、イラストなどに、それぞれ著作権 (無断でコピーされたり改変されない権利) が発生しているため、提供された素材や利用を検討している素材について、コピーしたり加工をする許諾を得ていることを確認する必要があります。

自分で描いたイラスト、撮影した写真などを使用する分には、独自の創作それぞれ著作権が認められるので、きちんとした創作活動を行っていき、侵害といわれるような問題は起きないということができます。

しかし、提案したデザインの重要な部分に使用した写真やイラストなどが、模倣ではなくたまたまであっても、他人のものに近似していることが判明するようになると、パッケージデザインに市場で目を惹く新しさや独自性を求めている発注側に対してみれば、とても納得がいかない状況は招くことになります。

最近では、インターネット上にアップされている画像情報や、関連するキーワードで取り込んで抽出することが出来る画像検索サイトなども各種用意されていますので、それらを活用して、意図せぬ混乱を避けるために、概ねの周辺状況を事前に調査、確認しておくことが大切です。

さらに、先に意匠登録されているパッケージデザインがある場合には、それに類似するデザインの製品は、先に登録を得ている意匠権によって、製造・販売の中止や、損害賠償などを求められることとなります。

意匠権は、後発の類似するデザインが独自に創作されたものであっても止めさせることができます。知らなかったでは済まない強い力を持つ権利であり、それが創作の意匠権であるか否かは、自分で十分に確認することができます。

以下に、特許電子図書館を利用した意匠権調査を中心に、具体的な調査方法を紹介します。

(3) 特許電子図書館 (IPDL) による調査

特許電子図書館 (<http://www.ipdl.inpitt.go.jp/homepage-ipdl/>) は、これまでに登録された登録意匠案件に関する情報が蓄積されており、意匠分類や物品名などを検索キーワードとして検索することができます。

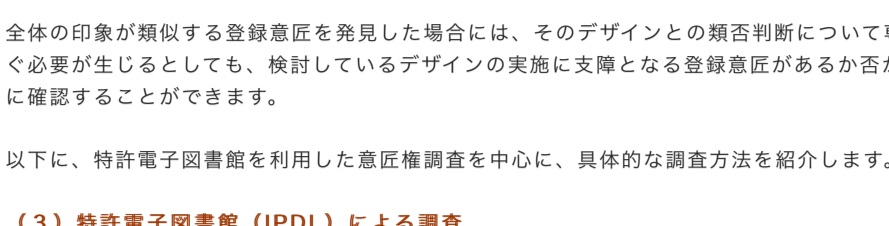


図1 特許電子図書館ホームページ

図1 (特許電子図書館ホームページ) の「意匠検索」をクリックすると、下記図2の意匠検索に利用することができます。サービスのメニューが表示されます。



図2 意匠検索サービスメニュー

① 意匠分類による検索

図2のサービスメニューから「4 意匠分類・D・タム検索」を選択し、次の図3の検索内容を指定する画面が表示されます。



図3 意匠分類による検索画面

この画面 (図3: 意匠分類による検索画面) で、下段白色の四角区画に分類番号を入力することで、指定した分類と付与されている登録意匠を抽出することができます。

図3「特許電子図書館」の各項目の使い方、入力事項の具体的な表記方法などは、同ページ上段の「ヘルプ」をクリックすると説明が表示されますので、参照してください。

② 意匠分類の内訳

意匠分類の体系や具体的な内容は、図3下段の「(現行) 日本意匠分類・D・タム」をクリックすると、下記の図4などの説明ページが表示されますので、参照してください。

また図4で、左側の分類表をクリックすると、その分類の分類定義や代表例を記載した定義カードが表示されます。

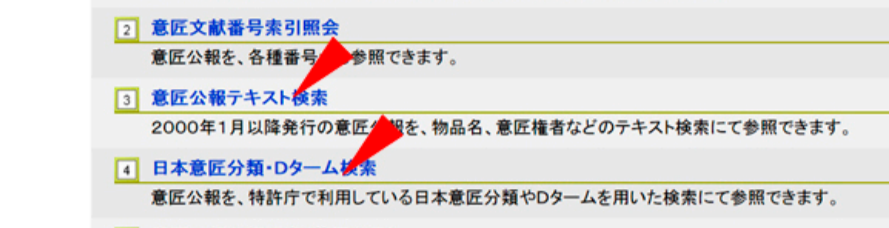


図4 意匠分類による検索画面

この画面 (図3: 意匠分類による検索画面) で、下段白色の四角区画に分類番号を入力することで、指定した分類と付与されている登録意匠を抽出することができます。

図3「特許電子図書館」の各項目の使い方、入力事項の具体的な表記方法などは、同ページ上段の「ヘルプ」をクリックすると説明が表示されますので、参照してください。

③ 実際の検索例

ここでは、「F4-711 包装用容器 (直方体型)」のうちの、「F4-711AA 植物模様付き」を検索してみます。

分類番号を図3 (意匠分類による検索画面) 下段の四角区画に入力して、その下の「検索」をクリックすると、以下のように213件抽出されたことが表示されます。

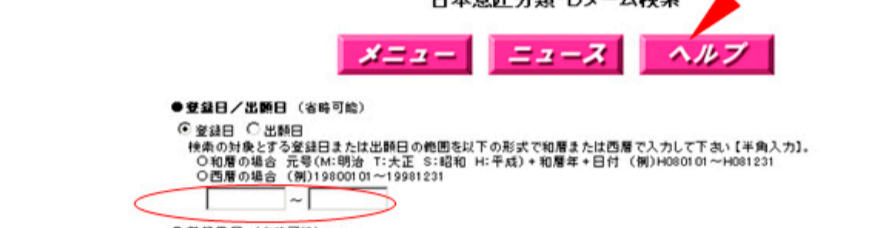


図5 分類検索 入力例

抽出件数 (ヒット数) が1,000件を超える場合は、図3上段の「●登録日/出願日」欄に、例えば「20100101」～と指定して、2010年1月1日以降に登録された公報に絞ることで、表示件数を調整することができます。

抽出された意匠公報は、ヒット数表示下の「リスト」をクリックすることで、下記図6のように代表図の一覧が表示されます。

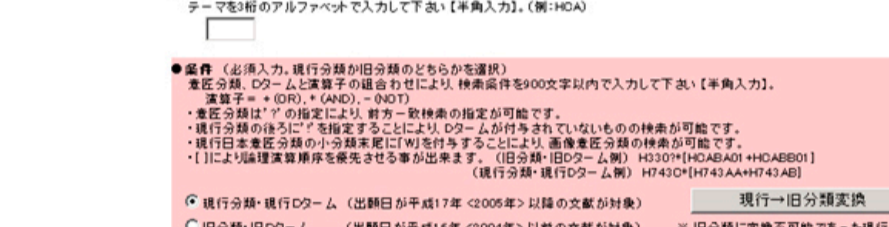


図6 検索結果 (代表図表示)

図6下段の「次の50件」をクリックして順次表示しながら、代表図の中で詳細を確認したい公報があった場合は、その代表図あるいは登録番号をクリックすれば、次の図7のように該当する公報の第一頁が表示されます。

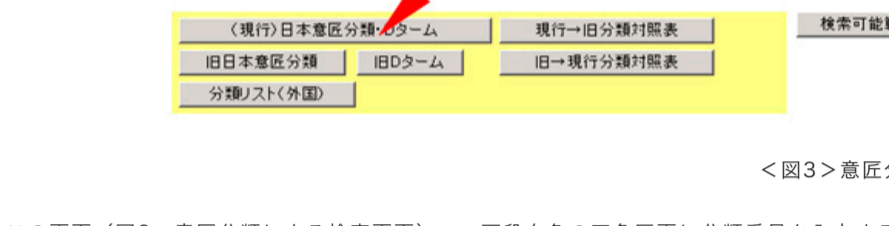


図7 抽出公報第一頁

表示された公報の次の頁を見たい場合は、図7上段の「次頁」ボタンで表示させるか、「文庫単位PDF表示」キーをクリックすると表示される次の図8 (文庫単位表示: 認定画面) で、中央に表示された数字を下段枠内に入力して「送信」すれば、その文庫の全ページデータ (図9) を表示させることができます。

なお、代表図画面に戻りたい場合は、図7下段の「一覧表示」をクリックします。

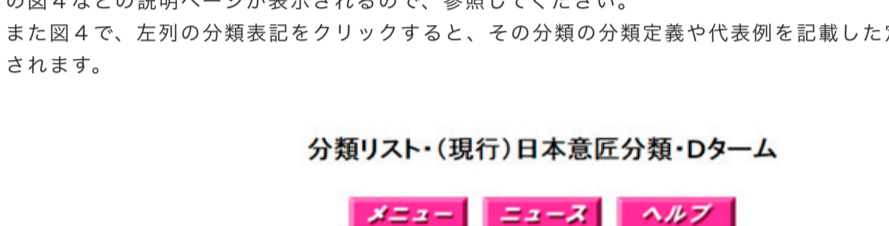


図8 文庫単位表示 認定画面

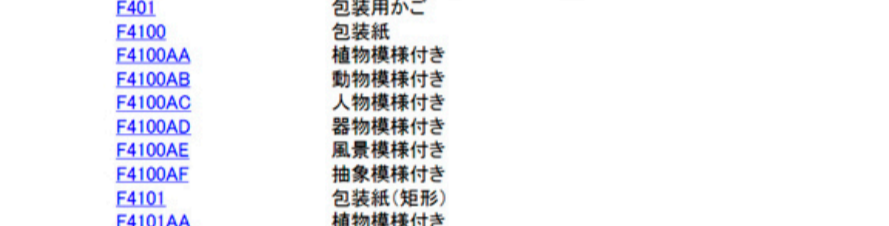


図9 文庫単位の全ページ表示画面

この図9 (文庫単位の全ページ表示画面) では、カーソルを下格寄り移動させると表示されるアイコンを使って、データの保存・コピーなどの指示ができるので、気になる文庫を保存して後に検討する資料とすることができます。

④ 旧分類が付与された文献の検索

図3 (意匠分類による検索画面) のデフォルトは、現行意匠分類が付与されている文献の検索、としてセットされています。

前記図3、図5の「●現行分類/旧D・タム」欄に記されているように、現行分類が付与されているのは、「出願日が平成17年 (2005年) 以降の文献」です。

したがって、現在権利が有効な登録が存在する中で、登録から15年までの意匠公報 (平成11年 (1999年) 以降に登録された公報) を検索するには、旧分類によって蓄積されている公報も検索する必要があります。

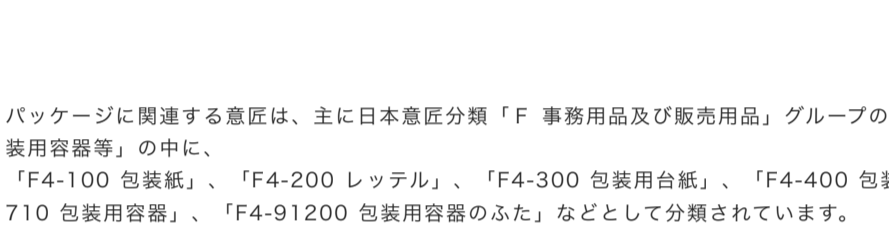


図10 旧分類 検索画面

旧分類によって蓄積されている文献 (出願日が16年 (2004年) 以前の文献) の検索は、図10のように、検索画面下段の分野条件を「●旧分類・旧D・タム」に変更した上で、枠内に旧分類を指定します。

旧分類は、下段の枠内に旧分類を表示した上で、その右上の「現行・旧分類変換」をクリックすることで、枠内が表示されている意匠公報のうち、より良いものとして、同じ模様について、同じ模様とした分類される公報例だけを検索するのではなく、他の模様や形状の意匠も確認しながら同種物品のデザインの状況把握しつつ調査を進めることができます。

また、意匠権調査を日本デザイン保護協会に依頼することもできます。

詳しくは、日本デザイン保護協会のホームページ (<http://www.jpda.or.jp/index.html>) を参照してください。

●活動報告

10月17日 デザイン保護委員会

10月17日 (金) 18:30~20:00 於: JPDA事務局会議室

先に、メンバー募集の呼びかけに応じてくださった新委員3名が加わって、初顔合わせの委員会を開きました。

活動の姿勢について「會員の皆様に向けて、今、さらさらの内容の情報提供は可能か?」「クライアントとデザイナーが対等に活動するJPDAならではのデザイン保護はある可能性?」等を話し合いました。

基本方針として「デザイナーの社会的地位の向上」に繋がる活動を目指すことを再確認し、具体的な方向として「知的財産に係るデザイン現場を、より良いものにしていくための勉強と話し合いの場」を設定して行くこととなり、「セミナー・勉強会」の実施に向けての候補案を検討して閉会となりました。

次回委員会予定: 12月4日 (木) 18:30~20:00 JPDA事務局会議室

●お知らせ

D8デザイン保護研究会を通じて特許より、以下のご案内が届きました。

意匠制度の特長がまとまっておりますので、ぜひご覧ください。

◆特許広報誌「とっつき」10・11月号 意匠制度特長のご案内◆
◆特許の広報誌「とっつき」10・11月号に意匠制度の特長がまとまるとして、皆さまにご一読頂ければとお知らせします。

特許広報誌「とっつき」 26号10・11月号 特集「意匠制度」
http://www.jpco.go.jp/torikumi/hiroba/kohoshi_tokkyo_back.htm

特集1 「ものづくり系女子 (神田紗織様) ×意匠審査官」
特集2 「日本の財産協会理事長 (サントリー-知財部長竹本様) ×審査部一長」

特に、特集1については、ものづくり系女子神田紗織様と意匠審査官の対談形式を通じて基本的なことからお伝えする内容ですので、デザイナーの皆さまにも意匠制度を身近に感じ頂けるのではないかと考えております。

すでに意匠制度に関心がある皆さまも、名前は知っているがこれまであまり見ていない皆さまも、改めて意匠制度にご理解を深めて頂ければ幸いです。

あわせて、「特許庁ホームページ」に掲載されている意匠権紹介映像も改めてご紹介いたします。こちらのコンテンツにつきましては、意匠権に関する機会において登録した意匠は存じません。こちらのコンテンツは「意匠権 〜ものづくりの強い味方〜」
http://www.jpco.go.jp/seido/s_ishou/syokuai_video.htm

意匠出願を考慮している等の財事に係る相談は、お気軽に以下をご利用下さい。
知財総合窓口 (特許庁委託事業) <http://chizai-portal.go.jp/>